株主各位

大阪市天王寺区大道四丁目9番12号

愛眼株式会社

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り書面による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号 ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」(4階)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第62期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

議 案 定款一部変更の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.aigan.co.jp/)に掲載させていただきます。 ◎本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.aigan.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知派付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

【重要】定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応

1. 当社の対応について

- ・受付及び会場内各所に消毒液を設置いたします。
- ・当社役員及び運営スタッフはマスクを着用して応対させていただきます。予めご了承ください。
- ・会場内の座席は間隔を開けさせていただくため、例年より席数が少なくなって おります。
- ・株主様お控室のお飲み物の提供は中止とさせていただいております。

2. 株主様へのお願い

- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液のご利用など、 感染予防にむけたご配慮・ご協力をお願いいたします。また、当日受付の前に 株主様の検温をさせていただきます。咳や発熱など体調がすぐれないとお見受 けする方には、運営スタッフよりお声がけの上、ご出席を見合わせていただく 場合がございます。
- ・会場内座席につきましては間隔を開けて感染防止を図るため、席数が例年より 少なくなっております。入場制限をさせていただく場合もございますので予め ご了承ください。また、議事につきましても、例年より時間を短縮して実施い たします。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書用紙のご返送により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。

なお、今後の状況により、上記の内容を変更する場合がございますので、適 時インターネット上の当社ウェブサイト内ニューストピックス

(https://www.aigan.co.jp/topic/) をご確認ください。

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感 染拡大の影響により、緊急事態宣言の発出並びにまん延防止等重点措置が 長期に百り繰り返され、そのたびに社会経済活動が制約を受け、非常に厳 しい状況で推移しました。緊急事態宣言解除後の10月以降、全国的なワク チン接種率の向上に伴って感染者数が減少に転じ、外出自粛等の行動制限 の緩和と相まって人流も徐々に回復しましたが、1月以降は、感染力の強 いオミクロン株による感染急拡大とまん延防止等重点措置の再発令に伴 い、行動自粛ムードが再燃する事態になりました。現状、新型コロナウイ ルス感染症の収束時期が見通せないなか、個人消費や消費マインドへの影 響の長期化が懸念され、依然として先行きは不透明な経営環境にあります。 このような状況のもと、当社グループは、お客様と従業員の安全と健康 を最優先し、新型コロナウイルス感染症の感染予防策の徹底に取り組んで まいりました。また、お客様からの長年のご愛顧に応え、創業80周年の周 年事業を進めるとともに、「お客様の目の健康を守る」ことを眼鏡専門店 としての社会的な使命と責任と捉え、同時に、ウィズコロナへの環境変化 を念頭に、お客様からの支持・信頼の獲得に焦点を当てた事業展開を推進 してまいりました。組織面においても、ニューノーマルな生活様式の浸透 に応じた業務の効率化と働き方改革に取り組んでおります。

当連結会計年度における経営成績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、政府や自治体による国民に対する行動自粛の要請が長期に 亘り継続的に実施され、当社の一部店舗においては、営業時間の短縮を余 儀なくされたことなどが影響し、第2四半期連結累計期間までは来店客数 が落ち込み、売上は伸び悩み、厳しい状況が続きました。緊急事態宣言解 除後の10月以降は客足が徐々に戻り、それに加え創業80周年の大創業祭・ 感謝祭が相乗効果として寄与し、売上は一時的に回復を見せたものの、1 月以降、感染者数が急増した感染第6波に対するまん延防止等重点措置と それに伴う行動自粛の影響で、来店客数が再び低調に推移する事態となり ました。

その結果、通期の売上高は13,804百万円(前期は13,562百万円)となりました。また、売上総利益率は、主に価格施策や品種別の売上構成比の変化と割引セールの影響で下降しました。経費面では、休業店舗のテナント家賃の減免額が前期比で減少したことや、前期に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて大幅に削減した広告宣伝費が、創業80周年事業推進のためにテレビCM、チラシ、DMを増やしたことなどにより増加したため、販売費及び一般管理費は10,137百万円(前期は10,016百万円)となりました。

この結果、営業損失は584百万円(前期は営業損失522百万円)となりました。政府や自治体による助成金収入として76百万円を計上したことなどにより、経常損失は438百万円(前期は経常損失447百万円)、また、特別利益として固定資産売却益83百万円、特別損失として減損損失236百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は690百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失557百万円)となりました。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は次のとおりです。

【眼鏡小売事業】

当社グループの中核事業である国内眼鏡小売事業につきましては、眼鏡 専門店として長年培ってきた快適で安心な視力・聴力補正技術、高い専門 性を要する商品提案力と接客・サービス力の全てが結集した「愛眼ブラン ド」の強化を一貫して図ってまいりました。

販売促進面につきましては、お客様のニーズに的確に対応した商品開発に注力し、素材・機能面において高品質でお客様満足度の高い商品の品揃えの充実を図るとともに、お客様に選ばれる「愛眼ブランド」の競争優位性の確保とマーチャンダイジングの最適化を通じて、質の高いサービスを提供できる体制の構築に取り組んでまいりました。

売上高につきましては、緊急事態宣言解除後の10月以降、新規感染者数が低水準にとどまり活動制限要請が段階的に緩和されたことで客足は回復しましたが、1月以降、感染第6波により感染者数が急増し、それに伴う行動自粛が来店客数の減少に繋がり、売上推移に大きく影響しました。この結果、準主力品目のサングラスの売上は、イベント・スポーツなどの屋

外活動の自粛の影響で、引き続き伸び悩んだものの、中心品目のメガネ、 準主力品目の補聴器の売上が前期を上回ったため、全体的には前期比で増収となりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準には戻っておりません。

店舗につきましては、大阪府の堺市と松原市、兵庫県の西宮市に3店舗を新規出店し、6店舗を閉店しました。また、既存店の活性化を目的とした改装等を7店舗で実施しました。

この結果、売上高は13,221百万円(前期は12,963百万円)、セグメント 損失は551百万円(前期はセグメント損失458百万円)となりました。

【眼鏡卸売事業】

眼鏡卸売事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の 影響を受けた取引先への販売支援と新規取引先の開拓に努めてまいりまし たが、既存取引先の売上不振等によって、売上高は新型コロナウイルス感 染症感染拡大前の水準には戻っておりません。

この結果、売上高は412百万円(前期は393百万円)、セグメント利益は6百万円(前期はセグメント利益0百万円)となりました。

【写真館事業】

写真館事業につきましては、横浜本店の1店舗のみで営業を行っておりましたが、2022年2月をもって写真館事業から完全撤退いたしました。

この結果、売上高は48百万円(前期は105百万円)、セグメント利益は 5百万円(前期はセグメント損失22百万円)となりました。

【海外眼鏡販売事業】

海外眼鏡販売事業につきましては、中国の北京市及び天津市において、 直営店及びフランチャイズ店を合わせて7店舗にて営業を行っております。 当地では、コロナ禍に対応した営業施策の見直しや運営体制の効率化など、 既存店の活性化や経費の見直しに鋭意取り組んでおります。

この結果、売上高は122百万円(前期は99百万円)、セグメント損失は 15百万円(前期はセグメント損失17百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、総額226百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改装などであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症が完全には収束しない状況での戦略及び戦術や、収束後の事業展開を見据えた取り組みも並行して行ってまいります。組織面におきましても、業務の効率化と働き方改革に適切に取り組み、プロアクティブな組織づくりを進めてまいります。

眼鏡小売事業につきましては、お客様のニーズに的確に対応し、お客様 視点を第一とした商品開発に注力し、品揃えの充実を図るとともに、愛眼 ブランドの競争優位性とTVCM、動画、WEB広告など幅広いメディア での複合的な情報発信を含むマーケティング施策の強化を通じて、質の高 いサービスを提供できるよう取り組んでまいります。また、今後は、長期 化が予想されるウィズコロナへの対応として、従来から行ってきた通販事 業を見直し、お客様の利便性や新しい生活様式に合致した形態でネット通 販事業の強化を図ってまいります。

店舗につきましては、お客様の利便性を追求した眼鏡チェーン店を目指し、5店舗の出店と、既存店の活性化を図り約20店舗の改装等を計画しております。また、不採算店舗を中心に3店舗の閉店を予定しております。

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先 の深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めてまいります。

海外眼鏡販売事業につきましては、中国での新型コロナウイルス感染症が完全には収束していない状況にあることから、今後は状況に合わせた既存店の活性化や経費の見直しを行い、業績改善を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の取り組みに対するご理解 を賜りますとともに、今後とも相変わりませぬご支援、ご高配を賜ります ようお願い申しあげます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	16, 231	15, 429	13, 562	13, 804
経常利益又は 経常損失(Δ)(百万円)	307	138	△447	△438
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属す(百万円) る当期純損失(△)	165	△12	△557	△690
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	8. 50	△0. 64	△28. 74	△35. 59
総 資 産(百万円)	16, 686	15, 967	15, 489	14, 631
純 資 産(百万円)	14, 223	14, 089	13, 604	12, 920
1株当たり純資産額(円)	732. 86	725. 97	700. 99	665. 72

⁽注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	15, 891	15, 109	13, 307	13, 542
経常利益又は(百万円) 経常損失(△)	305	141	△435	△414
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	165	△7	△544	△708
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	8. 52	△0.41	△28. 04	△36. 50
総 資 産(百万円)	16, 551	15, 844	15, 385	14, 503
純 資 産(百万円)	14, 159	14, 032	13, 560	12, 852
1株当たり純資産額(円)	729. 58	723. 03	698. 73	662. 26

⁽注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当事業 年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準 等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネオッ	ク株コ	大会 社		64百	万円	100.0%	国内における眼鏡小売
北京有『	愛 眼 艮 公	眼 鏡 司		10百	万元	100.0%	中華人民共和国における眼鏡 卸・小売

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループは、眼鏡・補聴器・サングラス・その他関連商品を取り扱う眼鏡専門店チェーンを展開しております。

- (6) 主要な営業所(2022年3月31日現在)
 - 当社

・本社:大阪市天王寺区 ・店舗:眼鏡店 223店舗

- ② 子会社
 - i ネオック株式会社

・本社:大阪市阿倍野区 ・店舗:眼鏡店 6店舗

ii 北京愛眼眼鏡有限公司

・本社:中華人民共和国北京市 ・店舗:眼鏡店 4店舗

- (7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)
 - ① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
		750 ((427) 名	9名減(6名減)

- (注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員 を外数で記載しております。
- ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
713(418)名	6名減(5名減)	45歳6ヵ月	21年2ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員 を外数で記載しております。

- (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。
- 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 21,076,154株

(自己株式1,668,488株を含む)

(3) 株主数 24,054名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主		名		持	株	数	持	株	比	率
有限:	会 社 佑	E 4	興	産		2, 138	千株		1	1. 029	6
1	スター					1, 594	:			8. 22	
愛 眼 1	従 業 員	持	株	会		860				4. 43	
愛	. 共	栄		会		721				3. 72	
佐	々	栄		治		545				2.81	
下	條	三	千	夫		500				2. 58	
下	條	謙		=		403				2.08	
佐	々	善	$\vec{-}$	郎		375				1. 94	
佐	A	千	恵	子		321				1.66	
	ー オ プ ゛ ク ツ					298				1. 54	

(注) 持株比率は、自己株式(1,668,488株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社にお	おける地	位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
取締	役 会	長	佐	Þ	栄	治	
代表取約	締役社	長	下	條	三=		
専務ほ	取 締	役	佐	Þ	昌	俊	管理本部長 北京愛眼眼鏡有限公司董事長
取 約	締	役	菅	野	忠	司	経営企画室長
取 約	締	役	森	重	洋	_	株式会社のぞみ合同会計社代表取締役
取 糸	締	役	Щ	田	吉	隆	山田吉隆税理士事務所代表
常勤	監 査	役	叶		雅	文	
監	査	役	吉	尚	_	彦	CORE法律事務所代表
監	査	役	明	石	敬	子	明石敬子税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役吉岡一彦氏及び明石敬子氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役吉岡一彦氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する 相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役明石敬子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、森重洋一氏、山田吉隆氏、吉岡一彦氏及び明石敬子氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 2021年9月30日付をもって、下條謙二氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は営業本部長、重要な兼職はネオック株式会社代表取締役でありました。
 - 7. 2022年3月1日付で、佐々昌俊氏は取締役から専務取締役に就任いた しました。
 - 8. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第 430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との 間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等 の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠 償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用 等が塡補されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行

為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	(百)	重類別の額 万円) 報酬	対象となる役員の員数	
		固定報酬	賞与	(名)	
取 締 役	59	59	_	7	
監 査 役	8	8	_	3	
合 計	68	68	_	10	

- (注) 1. 上記の員数及び報酬等の総額に、2021年9月30日付で辞任した取締役 1名を含んでおります。
 - 2. 上記の報酬等の総額に、社外役員 4名の基本報酬 (固定報酬) 6百万 円を含んでおります。
 - 3. 取締役の基本報酬の額は、1988年6月29日開催の第28期定時株主総会 において年額300百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給 与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締 役の員数は、9名であります。
 - 4. 監査役の基本報酬の額は、1994年6月29日開催の第34期定時株主総会 において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時 点の監査役の員数は、4名であります。
 - 5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等 当社は、取締役会において、次のとおり、取締役の個人別の報酬等の 内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該取締役会には、 社外取締役及び社外監査役の全員が出席し意見・助言等を受けており ます。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等 について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取 締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当 該決定方針に沿うものであると判断しております。
 - ① 基本報酬(金銭報酬)に関する方針 取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と、株主総会に議案として 上程し、決議後の一定の時期に支払われる賞与とし、役位、職責、 在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考 慮しながら、総合的に勘案して決定します。

- ② 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針 現状では自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度 は導入していないが、持続的な成長に向けた中長期のインセンテ ィブを含む新たな制度については当社の置かれている経営環境等 を考慮して、今後の検討課題とします。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項 取締役会は、代表取締役社長下條三千夫に対し社外取締役を除く 各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任し ております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各 取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適してい ると判断したためであります。なお、報酬の決定については、社 外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び報酬基準に 則して報酬が適切に決定されていることから、任意の報酬委員会 等の独立した諮問委員会は必要なく、現行の仕組みで適切に機能 していると考えております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
 - ・取締役森重洋一氏は、株式会社のぞみ合同会計社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役山田吉隆氏は、山田吉隆税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役吉岡一彦氏は、CORE法律事務所の代表を兼務しております。 なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役明石敬子氏は、明石敬子税理士事務所の代表を兼務しております。 なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役森重洋一氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地を活かし、主に財務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
 - ・取締役山田吉隆氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席いたしました。税理士としての専門的見地を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
 - ・監査役吉岡一彦氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

- ・監査役明石敬子氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会8回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		28 Ē	百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額		28 ह	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と 金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておら ず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額に はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容(監査時間・配員等)、前事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 - (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のと おりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

コンプライアンス体制の基礎として、行動基準及びコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。また、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

内部監査室は執行部門から独立した立場で、各部門の業務執行コンプライアンス状況等について監査を実施し、コンプライアンス委員会に結果報告を行う。

社内において、コンプライアンスに違反する行為又は行動基準に反する 問題が生じた場合、担当窓口に相談・通報できるように、内部通報制度を 整備することとする。

監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たないことを基本とし、また、反社会的勢力からのアプローチや不当な要求を受けた場合には、警察、顧問弁護士等と連携を図りながら組織的に対応することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 法令及び社内規定に基づき、情報を文書又は電子媒体にて保存・管理を 行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従った リスク管理体制を構築する。リスク管理委員会を設置し、当社の業務執行 に係る個々のリスクを確認し、その把握と管理、個々のリスクの防止策に ついての体制を整える。不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、 迅速な対策を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整 える。

財務報告の信頼性を確保するための体制として、当該財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価の実施を内部監査室が統括し、是正措置を構築していく中で、各業務部署の責任の下で有効かつ効率的な整備・運用を図っていくものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 定時取締役会を月1回定時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業 務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて適宜機動的に臨時取締役 会を開催する。

経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、多面的な検討を行い、その審議を経て執行の決定を行うものとする。

業務執行については、営業本部長及び管理本部長が社長との連携のうえ、各部門長の執行を監督する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制

グループ企業に適用する行動指針として、当社行動基準をグループ企業にも適用し、当社のコンプライアンス体制の監視・監督を受けるものとする。

当社の取締役等が子会社の役員に就任し、その職務遂行状況の報告を定期的に受けるものとする。

子会社の重要な決定事項には、事前に協議検討し、子会社の取締役等の 職務の執行が効率的に行われることを確保する。

社内規程に基づき、主管する部門を通じて業務運営やリスク管理等について、子会社への指導・支援を行う。また、定期的に財務状況等の報告を受けるものとする。

監査役と内部監査室は連携のうえ、子会社の監査を実施するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する 事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じて監査役の職務を補助すべき 使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者 の任命、異動、人事考課等については監査役会の承認を得なければならな い。

監査役より、監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長の指揮命令を受けない。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。

監査役に報告した者に対して報告したことを理由として不利な取扱いを 行わないこととする。

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席するとともに、重要な業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人にその説明を求めることとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求したと きは当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除 き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役会、内部監査室及び会計監査人は、連携を密にし、必要の都度お 互いに意見交換・情報交換を実施し、監査の効率性、有効性を高めるもの とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置し、当事業年度においてコンプライアンス委員会を3回、リスク管理委員会を7回開催しております。その中でコンプライアンス管理の充実やリスクへの対応の強化について問題点の抽出や解決策等を討議し、必要に応じて代表取締役へ報告することとしております。また、内部通報制度の運用状況のレビューも行いました。

反社会的勢力の排除については、新規取引先との契約締結時に反社会的 勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門 機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

② 重要な会議の開催状況について

毎月1回開催される定時取締役会において、事業の健全な発展と業務の 適正化を図るため、経営課題等についての討議を行っております。

更に、意思伝達の迅速化と統一のため、毎月1回開催される経営会議に おいて社内の連携強化と情報の共有化を図っております。

③ 取締役の職務執行について

取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行状況の監督を 行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保 されております。

④ 監査役の職務執行について

監査役会は8回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、 協議・決議を行っております。

また、監査役は、取締役会のほか常勤監査役を中心に経営会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の閲覧を毎月行っており、監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査室は年度監査計画に基づき、職務執行の状況、規程の運用状況、コンプライアンスへの適合性等について内部監査を実施いたしました。

財務報告の信頼性に関する評価並びに各部署における業務プロセスの運用状況については、内部監査室が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行っております。

また、その状況や結果については、代表取締役及び監査役会に報告して おります。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

≨) □	△ #E		
科目	金 額		金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 848	流 動 負 債	1, 191
現金及び預金	5, 046	支払手形及び買掛金	345
		未払法人税等	155
受 取 手 形	8	契 約 負 債	289
売 掛 金	705	賞与引当金	0
商品及び製品	1, 904	その他	401
	0.5	固定負債	519
原材料及び貯蔵品	25	繰延税金負債	40
その他	159	再評価に係る繰延税金負債	6
貸 倒 引 当 金	$\triangle 1$	資産除去債務	325
 固定資産	6, 782	リース債務	3
凹	0, 702	その他	142
有形固定資産	3, 053	負 債 合 計	1, 711
建物及び構築物	999	(純資産の部)	
十 地	1, 799	株主資本	15, 265
		資 本 金	5, 478
その他	254	資本剰余金	6, 962
無形固定資産	90	利益剰余金	3, 876
ソフトウエア	90	自己株式	△1, 051
		その他の包括利益累計額	△2, 345
投資その他の資産	3, 638	その他有価証券	95
投資有価証券	378	評価差額金	
敷金及び保証金	2, 893	土地再評価差額金	△2, 471
放金以い床配金	2, 093	為替換算調整勘定	30
その他	365	純 資 産 合 計	12, 920
資 産 合 計	14, 631	負債純資産合計	14, 631

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科				目		金	額
売		上		高				13, 804
売	上		亰	価				4, 252
	売	上	総	₹	i]	益		9, 552
販	売 費 及	ゾー	投管:	理 費				10, 137
	営	業		損		失		584
営	業	外	収	益				
	受 取	利息》	をびら	受 取	配当	金	12	
	保	険	配	= 7	当	金	10	
	受	取		家		賃	42	
	助	成	金	Ц	又	入	76	
	そ		\mathcal{O}			他	43	185
営	業	外	費	用				
	固复	主 資	産	除	却	損	3	
	賃	貸		費		用	33	
	そ		\mathcal{O}			他	2	39
	経	常		損		失		438
特	別	7	削	益				
	固复	主 資	産	売	却	益	83	83
特	別	1	員	失				
	減	損		損		失	236	
	投 資	有個	証	券言	平価	損	6	243
1	党 金 等	調整	前当	当 期	純 損	失		598
Ž.	去人税	、住」	民 税	及び	事業	税	91	
Ž.	去 人	税	等	調	整	額	0	91
ì	当	期	純	損	Į	失		690
	非支配核	未主に帰	属す	る当	期純和	J益		_
兼	現会社构	*主に帰	属す	る当	期純損	失		690

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5, 478	6, 962	4, 566	△1,051	15, 956
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△690		△690
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	_	_	△690	△0	△690
当 期 末 残 高	5, 478	6, 962	3, 876	△1,051	15, 265

	その	他の包括	舌 利 益 累	計額	
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	94	△2, 471	24	△2, 351	13, 604
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△690
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	0		5	6	6
当期変動額合計	0	_	5	6	△684
当 期 末 残 高	95	△2, 471	30	△2, 345	12, 920

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)	业 识	(負債の部)	业 识
一流動資産	7, 570	一流動負債	1, 144
		支払手形	30
	4, 848	買掛金	284
受 取 手 形	8	未 払 金	242
売 掛 金	697	未払法人税等	153
商品	1,854	契約負債	284
貯 蔵 品	24	その他	147
前払費用	104	固定負債	505
その他	33	繰延税金負債	40
貸倒引当金	∆1	再評価に係る繰延税金負債	6
		資産除去債務	315
固定資産	6, 932	リース債務	3
有形固定資産	3, 034	その他	138
建物	977	負債合計	1, 650
構築物	13	(純資産の部) 株 主 資 本	15, 228
工具、器具及び備品	246	Mr エ 貝 平 資 本 金	5, 478
土 地	1, 794	資本剰余金	6, 962
建設仮勘定	3	資本準備金	6, 962
無形固定資産	90	利益剰余金	3, 839
ソフトウエア	90	利益準備金	347
		その他利益剰余金	3, 491
投資その他の資産	3, 807	別途積立金	4, 939
投資有価証券	369	繰越利益剰余金	$\triangle 1,447$
関係会社株式	201	自己株式	△1, 051
出 資 金	0	評価・換算差額等	△2, 375
関係会社出資金	43	│ その他有価証券 │ 評 価 差 額 金	95
敷金及び保証金	2, 836	土地再評価差額金	△2, 471
そ の 他	356	純資産合計	12, 852
資 産 合 計	14, 503	負債純資産合計	14, 503

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	₹ \[—			(十匹・口2711)
	科				目		金	額
売		上		高				13, 542
売	上	J	亰	価				4, 221
	売	上	総	禾	ŧΙ	益		9, 320
販売	년 費 及	び 一 船	设管:	理 費				9, 888
	営	業		損		失		567
営	業	外	収	益				
	受取	利息及	とび	受 取	配当	金	10	
	受	取		家		賃	40	
	助	成	金	1[又	入	76	
	そ		\mathcal{O}			他	61	189
営	業	外	費	用				
	固定	至 資	産	除	却	損	3	
	賃	貸		費		用	30	
	そ		\mathcal{O}			他	1	35
	経	常		損		失		414
特	別	拜	ŧI]	益				
	固坑	至資	産	売	却	益	82	82
特	別	ħ	員	失				
	減	損		損		失	236	
	投 資	有 価	証	券言	平 価	損	6	
	関 係	会 社	出資	金	評価	損	43	286
稅	包 引	前当	期	純	損	失		618
注	ミ人 税	、住目	民 税	及び	事業	税	89	
注	き 人	税	等	調	整	額	0	90
<u> </u>	á j	朝	純	損	į	失		708

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株		主		資	本			
		資本剰余金		利	益 剰 余		金		
	資本金		次 ナモ 人 人		その他利益剰余金		71124351 A A	自己株式	株主資本合計
	X 11 1E	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計	1 0 110	WEX-1-GH
当期首残高	5, 478	6, 962	6, 962	347	4, 939	△738	4, 547	△1,051	15, 937
当期変動額									
当期純損失						△708	△708		△708
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△708	△708	△0	△708
当期末残高	5, 478	6, 962	6, 962	347	4, 939	△1, 447	3, 839	△1,051	15, 228

	評 価			
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	94	△2, 471	△2, 376	13, 560
当期変動額				
当期純損失				△708
自己株式の取得				△0
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	0		0	0
当期変動額合計	0	=	0	△708
当期末残高	95	△2, 471	△2, 375	12, 852

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

愛眼株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典 指定有限責任社員 公認会計士 市 田 佳 典 指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛眼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛眼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に 重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内 容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結 計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の ない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運 用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任が ある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

愛眼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典 指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟 業務執行社員 公認会計士 小松野

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛眼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のな い計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す ることが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び抜粋した事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、決裁書類等を閲覧し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当で あると認めます。

2022年5月18日

愛眼株式会社 監查役会

 常勤監査役
 叶
 雅
 文

 監 査 役(社外監査役)
 吉
 岡
 一
 彦

 監 査 役(社外監査役)
 明
 石
 敬
 子

以上

株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるもの であります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたし ます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。

(\rac{\Gamma}{\tau})	京部分は変更固所を示しております。)
現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

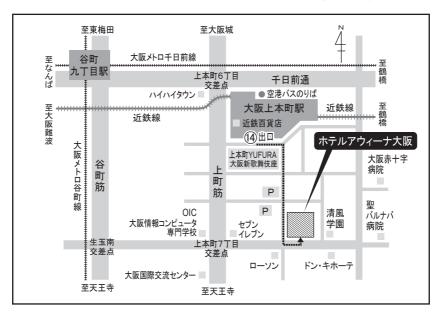
現行定款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新 設)	(附則) 1. 変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

株主総会会場ご案内図

(会場) 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号 ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」(4階) 電話 06(6772)1441

- ・ 近鉄大阪上本町駅14番出口より徒歩約3分
- ・大阪メトロ<谷町線・千日前線>谷町九丁目駅より徒歩約10分



(なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず) (ご了承くださいますようお願い申しあげます。